

SDGs登録認証制度ロゴマーク等制作業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和4年9月9日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

本市では、本年12月末に企業の取組を促進させ、地域の活性化を図る制度として、SDGs達成に貢献する事業者を本市が審査、登録するSDGs登録認証制度「岡山SDGs推進パートナーズ【仮称】」の募集を開始します。これにあわせて、本市のSDGs推進の取組の発信や市民・事業者等へのSDGsの理解浸透を図るためのロゴマークのデザイン制作と、SDGs登録認証制度「岡山SDGs推進パートナーズ【仮称】」の募集開始に関する広報資料の制作を委託するにあたり、公募による提案書の企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 委託名 | SDGs登録認証制度ロゴマーク等制作業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書(案)参照のこと |
| (3) 委託期間 | 契約日から令和4年12月16日まで |
| (4) 概算予算額 | 総額1,298,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内 |
| (5) 支払条件 | 完了後払い |
| (6) 契約保証 | 免除 |

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63条。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)に記載され、「役務」部門で、業種「制作等」、業種細区分「デザイン」の登録のあること。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づき、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程(昭和58年市訓令甲第20号)第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者及び準市内業者であること。
- (5) 平成29年4月1日以降に、ロゴマークデザイン制作またはロゴマークデザイン制作を含む業務の受注・完了実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	令和4年9月9日（金）～令和4年10月7日（金）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和4年9月9日（金）～令和4年9月15日（木）正午まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和4年9月20日（火）午後5時頃掲載予定
企画提案書の提出	令和4年9月21日（水）～令和4年10月7日（金）必着
審査結果の通知	令和4年10月19日（水）頃を予定

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和4年度）からダウンロードすること。

- ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-14-0-0-0-0.html>)

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

- ① 提出書類 **【様式第7号】SDGs登録認証制度ロゴマーク等制作業務委託企画競争に係る質問書**
- ② 受付期間 令和4年9月9日（金）～令和4年9月15日（木）正午まで
- ③ 提出方法 電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】SDGs登録認証制度ロゴマーク等制作業務委託企画競争」として、岡山市市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課へ提出すること。それ以外の方法では受け付けません。なお、送信後、電話（直通電話086-803-1351）により電子メール着信の確認を行うこと。
 - 電子メールアドレス：esd@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

令和4年9月20日（火）午後5時頃に、岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和4年度）へ回答を掲載します。

- ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-14-0-0-0-0.html>)

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課宛に持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、封筒に「SDGs登録認証制度ロゴマーク等制作業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

(2) 受付期間

令和4年9月21日（水）～令和4年10月7日（金）（必着）

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までと

します。ただし、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除きます。

（3）提出書類

ア 【様式第1号】企画競争参加申請書

イ 【様式第2号】実績証明書

- ・平成29年4月1日以降に、ロゴマークデザイン制作またはロゴマークデザイン制作を含む業務を受注し、完了した実績について記載すること。
- ・添付書類として、その実績が確認できる書類（契約書の写しまたは実績が確認できる書類）を添付すること。

ウ 【様式第3・4・5号】企画提案書

（ア）ロゴマークデザイン等提案書（様式第3号）

別に定める仕様書に基づき、次のとおり提案すること。

- 別紙仕様書記載のとおり、シンボルマーク、ロゴタイプ、ロゴマーク（シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ例）を提案すること。
- シンボルマークの提案数は複数（上限2案）でも構わないが、2案の場合、本様式（3-1及び3-3）は、1デザインごとにシートを分けて記載すること。
※ロゴタイプは複数の提案は認めない。ロゴタイプの提案数の上限は1案とする。
- 提案業者へのヒアリングは**実施しない**ので、デザイン案と説明文だけで、デザインの意図が伝わるように、デザインのコンセプト、デザインの意味を詳細に記述すること。

（イ）広報動画提案書（様式第4号）

別に定める仕様書に基づき、次のとおり提案すること。

- 別紙仕様書記載の動画について、静止画3枚のイメージを提案すること。
 - 静止画の枚数は3枚。
 - 静止画に記載したい主な内容は以下のとおりです。
 - ・SDGs登録認証制度「岡山SDGs推進パートナーズ」募集開始！
 - ・「岡山SDGs推進パートナーズ」とは、SDGs達成に貢献する取組を行う事業者を登録する制度です。
 - ・登録のメリット
岡山市公式ウェブサイトにも事業者名、取組内容が掲載されます！
SDGs経営セミナーに参加できます！
 - ・申請受付期間 令和4年12月〇日～令和5年2月〇日
 - ・詳細は岡山市公式ウェブサイトで（QRコード）
- 上記の記載事項を含む、3枚の静止画のイメージを作成してください。企画競争の審査のために作成するものですので、詳細まで作りこむ必要はなく、おおよそのイメージで結構です。3枚の静止画に、上記の内容をどのような

構成で、それぞれどのような大きさを、どのように配置し、どのようなフォント、色を使用するかといった点で審査を行います。

(ウ) 広報用フライヤー提案書（様式第5号）

別に定める仕様書に基づき、次のとおり提案すること。

a 別紙仕様書記載のフライヤーについて、フライヤー表面のイメージを提案すること。

○フライヤー表面に記載したい主な内容は以下のとおりです。

- ・SDGs登録認証制度「岡山SDGs推進パートナーズ」募集開始！
- ・「岡山SDGs推進パートナーズ」とは、SDGs達成に貢献する取組を行う企業を登録する制度です。
- ・登録のメリット
岡山公式ウェブサイト企業名、取組内容が掲載されます！
SDGs経営セミナーに参加できます！
- ・申請受付期間 令和4年12月〇日～令和5年2月〇日

○上記の記載事項を含む、フライヤーのイメージを作成してください。企画競争の審査のために作成するものですので、詳細まで作りこむ必要はなく、おおよそのイメージで結構です。

エ 先行商標調査報告書（自由様式）

提案するシンボルマーク、ロゴタイプ、ロゴマークが既に商標登録されていないか調査し、されていない旨の報告書を作成してください。様式は自由ですが、代表者名で作成し、代表者印を押印してください。

オ 【様式第6号】実施体制等説明書

本業務の目的を達成するためにどのような体制及び人員で実施するのか、体制図を作成してください。また、本業務の業務責任者及び業務従事者について役割、氏名、所属、役職、職務経歴等を具体的に記載すること。

カ 見積書（自由様式）

- ・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、見積総額として合計金額を明記すること。
- ・見積内容については、ロゴマークのデザイン制作費、マニュアル制作費、先行商標調査経費、広報動画制作費、フライヤー・ポスター制作費について、それぞれ人件費、諸経費等の積算の内訳がわかるようにしてください。

(4) 提出部数 上記(3)のア、ウ、エ、オ、カを各9部、イ（【様式第2号】実績証明書）は2部。

○9部（上記ア、ウ、エ、オ、カ）の内訳

- ・ **正本** 社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの：**1部**
- ・ **副本** 社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のないもの：**8部**

※副本には社名や代表者がわかるような表記はしないでください。

○2部（上記イ【様式第2号】実績証明書）の内訳

- ・ **正本** 社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの： **1部**
 - ・ **副本** 社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のないもの： **1部**
- ※副本には社名や代表者がわかるような表記はしないでください。**

（5）注意事項

- ① 提出する提案書は、提案者ごとに1案のみとします。
※シンボルマークデザインは2案まで提案可。7（3）ウ（ア）を参照のこと。
- ② 提出期限までに提出されなかった提案者は、いかなる理由でも特定されません。
- ③ 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ④ 企画競争参加申請書等提出後の辞退については、「【様式第8号】取り下げ願い書」を岡山市市民協働局市民協働部SDGs・ESD推進課へ持参により提出すること。

8 特定方法等

（1）審査体制

本市が設置する、「市民協働局事務事業委託審査委員会」（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（2）審査方法

- ① 各委員は、評価基準をもとに100点満点で審査し、全委員の合計得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（3）評価基準

- ① 別紙「SDGs登録認証制度ロゴマーク等制作業務委託企画提案書等評価基準」のとおりです。
なお、全評価委員の採点合計点が、60点に審査委員数を乗じた点数を下回る提案については特定しません。
- ② 委員の合計審査点数の最高点が同点であった場合、評価基準中、「項番1～5」の審査点の合計が上位の者を最適な提案者として特定します。「項番1～5」の審査点の合計も同点の場合は、委員会に諮り、上位者を決定します。

（4）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑥ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは特定しなかったことを書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) その他、この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、「岡山市契約規則」及び「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市市民協働局市民協働部 SDGs・ESD 推進課

（岡山市役所本庁舎7階）

担当：水谷、若林

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1351

FAX：086-803-1777

Eメール：esd@city.okayama.lg.jp